

「流域治水」の本格的な実践に向けた佐波川水系佐波川等の特定都市河川への指定 別紙1

佐波川流域の特徴

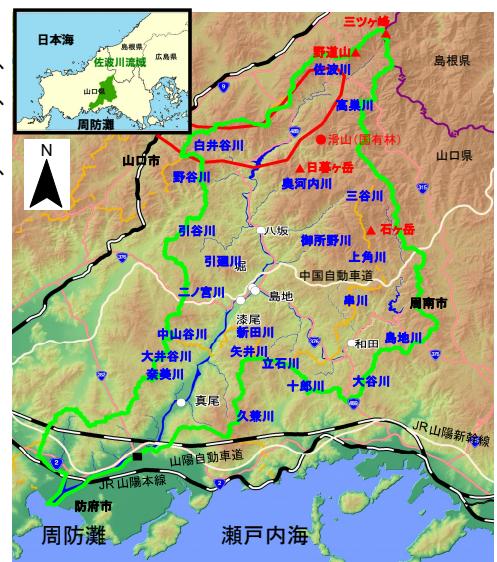
佐波川は、三ツヶ峰を源に発し、野谷川、三谷川、島地川等の支川を合わせ、防府市街地北部を流下し周防灘に注ぐ、一級河川であり、山口・防府地域における社会・経済・文化の基盤を形成し、人々の暮らしを育んできた「母なる川」である。

佐波川ダム上流域にある滑山国有林は美林を誇っており、現在でも一部は学術参考林として保護されるなど豊かな自然環境が残されている。

佐波川本川中上流部は、河床が急勾配となっており、農業用水確保のために数多くの堰が存在している。

①近年の降雨量の増加に伴い、H21年、R5年、R6年と浸水被害が頻発化している。

②固定堰による堰上げの影響を受けやすく浸水被害が頻発化している。



近年の水害、特定都市河川指定に向けた動き

R5.7	前線に伴う豪雨による堤防の開口部からの溢水により農地の浸水被害が発生。
R6	岸見地区では、1年間で3度の浸水被害が発生(7/1、7/11、11/1)。近年の気候変動による豪雨を踏まえ、法的枠組みを活用した流域治水を推進するため、佐波川における特定都市河川の指定に向け、関係者と協議・調整を進めた。
R6.10	「第7回佐波川流域治水協議会」において、指定に向けた検討を開始することについて事前合意。
R7.2	「第8回佐波川流域治水協議会」において、特定都市河川の指定区間と指定範囲を鈴屋堰より上流とすることについて、事前合意。
R7.11	流域住民等に、特定都市河川指定制度について説明を実施。
R8.3	特定都市河川指定予定。



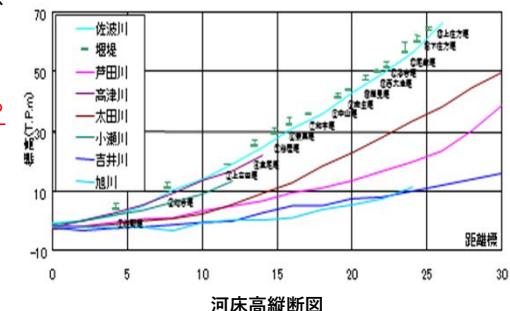
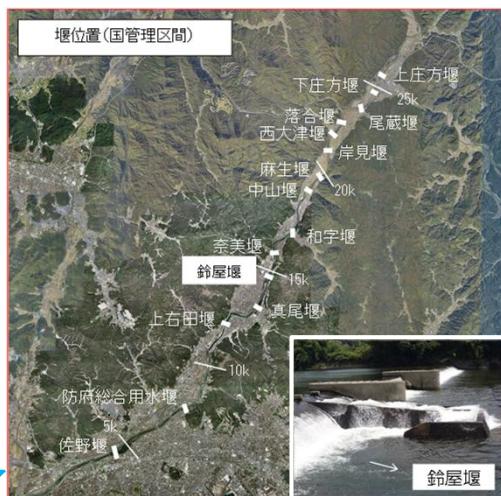
第8回佐波川流域治水協議会の様子

法的枠組み(特定都市河川制度)を活用した「流域治水」の本格的実践 ※検討中

【流域水害対策計画の方向性】

○固定堰による堰上げの影響により排水が難しくなる特性等を踏まえ
「特定都市河川流域全体」で安全度の向上を図る。

- 固定堰による堰上げの影響等による浸水被害、内水被害の軽減。
 - ①河川整備に加え、輪中堤、宅地嵩上げ、堤防強化等による浸水対策。
 - ②雨水貯留施設やため池や田んぼダム等を活用した雨水貯留対策。
 - ③貯留機能保全区域の指定等、土地利用により被害対象を増やさない取組。
 - ④雨水浸透阻害行為の許可に基づく、雨水の流出抑制。



③改築が必要な固定堰が数多くあり、改築には時間を要することから、佐波川上流側では早期の治水安全度向上が困難な状況。

河川整備に加え、山口県内初の特定都市河川指定により、更なる「流域治水」の推進を図る。

【特定都市河川指定】法的枠組みを活用し流域全体での浸水被害対策を推進。

- ・「流域水害対策計画」の策定。法定計画により浸水被害対策を推進。
- ・雨水浸透阻害行為の許可による流域全体で流出量を増やさない取組の推進。

①浸水対策

「流域治水整備事業等の活用」

③貯留機能保全区域指定制度

住宅地近隣の田畠など、貯留機能を持つ土地で、盛り土や宅地開発が行われた場合、お住いの方々の家々の浸水被害につながるため貯留機能を有する土地を保全するための指定制度。



⑤開口部存置イメージ

